

四国検査部が不正改造車を排除する夜間特別街頭検査を実施 ～不正改造車5台に対し香川運輸支局より整備命令書を交付～

自動車技術総合機構四国検査部は、四国運輸局香川運輸支局及び香川県警察と連携し、不正改造車を排除するための夜間特別街頭検査を実施しました。

その結果、計6台の車両を検査し、不正改造があった計5台に対し、道路運送車両法に基づき香川運輸支局より整備命令書を交付しました。

なお、整備命令書の交付を受けた自動車の使用者は、必要な整備を行い、最寄りの運輸支局又は自動車検査登録事務所で車両の確認を受けていただくこととなります。

○ 実施日時

- ・ 令和8年4月24日（金） 20:00～22:00

○ 実施場所

- ・ 国道11号線 高松中央インターチェンジ付近（香川県高松市林町）

○ 検査概要

- ・ 検査車両数 二輪車：6台
- ・ うち整備命令書交付台数 二輪車：5台
- ・ 主な不適合箇所 消音器（マフラー）の取り外し、禁止灯火（点滅する制動灯（ブレーキランプ））の取付け等



お問い合わせ先

〒160-0003 東京都新宿区四谷本塩町 4-41 住友生命四谷ビル
独立行政法人自動車技術総合機構 企画部企画課
電話 03-5363-3441（代表）
FAX 03-5363-3347